5 どんな時に屋内退避や避難が必要？

原子力発電所で事故が発生した場合には、
❶原子力発電所の状況がどうなっているか
❷放射性物質が放出されているか
❸放射線の測定結果に異常があるか
などの事故進展の状況により、屋内退避や避難などの必要な防護措置を国が判断し、国、県、市が住民に指示します。

原子力発電所の事故進展状況による避難

原子力発電所の状況によって緊急事態区分を判断

事故進展の区分		UPZ（5 ～ 30㎞圏内）	PAZ（～ 5 km圏内）
警戒事態 緊急ではないが、異常事象の発生またはそのおそれがある状態	例： 玄海町（所在町）で震度6弱以上の地震が発生した場合		・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備
施設敷地緊急事態 原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が生じた状態	例： 原子炉の冷却材が大量に漏えいし、その温度上昇を抑えるための注水が直ちにできない場合	・屋内退避準備	・施設敷地緊急事態要避難者※の避難準備 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備
全面緊急事態 原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が高い状態	例： 原子炉内の燃料棒が損傷した場合	・屋内退避の実施 ・避難の準備	・全住民の避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用

※施設敷地緊急事態要避難者：避難の実施に通常以上の時間がかかる方や、妊婦、乳幼児とともに避難する必要のある方及び安定ヨウ素剤の服用ができない方など。

原子力発電所	平常時	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	全面緊急事態
放射性物質の放出	無し				有り （被ばく、汚染）
住民	UPZ （5 ～ 30㎞）		（屋内退避の準備）	屋内退避 （避難・一時移転の準備）	状況により避難

UPZ（5 ～ 30km 圏内）の避難

○ UPZ（5 ～ 30km 圏内）

PAZ（5km 圏）内では、原子力発電所の状況などに応じて放射性物質が放出される前に避難を実施しますが、UPZ（5 ～ 30km 圏）内とその外側の地域では、放射性物質の放出があった場合、各地域での空間放射線量率の測定結果に基づき、下記の判断基準により避難が必要な地域を特定して避難などを実施し、その他の地域は屋内退避を行います。

UPZ（5 ～ 30km 圏内）の避難判断基準

避難判断の基準	とるべき対応
毎時　20 マイクロシーベルトを超える地域	・1週間以内に避難（一時移転）
毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域	・1日以内に避難

30㎞圏外の避難先へ避難

●自家用車及び乗り合わせにより避難できる方は、あらかじめ定められた避難所に避難してください。
なお、自家用車での避難が困難な場合は、県や市などが手配するバスなどの車両により避難しますので、あらかじめ定められた行政区ごとの集合場所に集まってください。

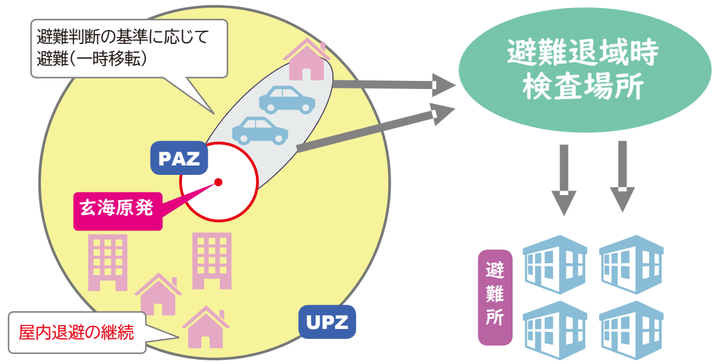

※自家用車により避難所まで行くことが困難な方を対象とした集合場所
集合場所は一部を除き、行政区の自治公民館としております。
なお、集合場所が行政区の自治公民館以外となっている行政区は下記のとおりです。

伊万里地区

行政区	集合場所
東新町	立町公民館
上仲町	旧重松酒店
仲町	旧重松酒店
本町一丁目	地蔵院
本町二丁目	地蔵院
本町三・四丁目	本岡金物店
搦町	上土井町公民館
今町	元町公民館
朝日町	立町公民館
幸善町	昭栄電器修理工房2階
上黒尾	伊万里コミュニティセンター
相生町	伊万里コミュニティセンター
船屋町	伊万里コミュニティセンター
松島	伊万里コミュニティセンター
下松島	伊万里コミュニティセンター

大坪地区

行政区	集合場所
栄町	栄町公民館
	栄町ウェルネスホーム 支温の家

立花地区

行政区	集合場所
新天町中井樋	龍神宮

波多津町

行政区	集合場所
辻	辻公民館
	浦公民館

南波多町

行政区	集合場所
開拓	高瀬公民館

大川町

行政区	集合場所
片竹	隣保館

山代町

行政区	集合場所
久原一区	原公民館
久原二区	山代コミュニティセンター

●避難の際には、避難経路上に設置している、避難退避時検査場所で検査を受けてください。
●安定ヨウ素剤の配布・服用の指示があった場合は避難の途中、安定ヨウ素剤を市が定める、緊急配布場所で受け取ってください。（16 ページ ☞）